

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年1月9日認可した。

令和6年1月16日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）郷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東神内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下鯉越地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神子谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下代西岡地区